

平成 31 年度 犬の登録と狂犬病予防注射日程表		
月 日	場 所	時 間
4 月 10 日 (水)	板 戸 区 集 会 所	9：30～ 9：50
	原 田 区 駐 車 場	10：10～ 10：40
	外 浦 区 集 会 所	11：00～ 11：20
	柿 崎 公 民 館	13：00～ 13：30
4 月 11 日 (木)	須 崎 漁 協	13：50～ 14：20
	蓮 台 寺 公 会 堂	9：30～ 10：00
	河 内 公 会 堂	10：15～ 10：45
	稲 生 沢 公 民 館	11：00～ 11：30
	本 郷 公 民 館	13：00～ 13：30
	中 (な か) 公 民 館	13：40～ 14：00
4 月 12 日 (金)	賀 茂 保 健 所	14：15～ 14：45
	田 牛 バ ス 停 横	9：30～ 9：45
	朝 日 公 民 館	10：00～ 10：40
	大 賀 茂 公 会 堂	11：00～ 11：40
4 月 15 日 (月)	市民文化会館駐車場	13：30～ 15：00
	落合 1 号橋財力ビル前	9：30～ 9：45
	須 原 区 民 会 館	10：00～ 10：20
	基 幹 集 落 セ ン タ ー	10：35～ 11：10
	北 湯 ケ 野 集 会 所	11：30～ 11：50
	横 川 ・ 千 代 田 屋 前	13：40～ 14：00
	加 増 野 バ ス 停 横	14：15～ 14：30

生後91日以上の犬は、生涯1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が義務づけられています。

市では、次の日程で登録と注射を行います。

法律で定められている犬の鑑札・狂犬病予防注射済票を着用してご来場ください。

犬の登録と
狂犬病予防注射をお忘れなく

問合せ先 環境対策課環境保全係 ☎22213

集合注射での注意事項

- ・お住まいの地区に関係なく、どの会場でも受けられます。
- ・犬を制御できる方が会場に連れてきてください。
- ・逃走等を防ぐため、首輪やリードをしてください。
- ・フンの後始末をしてください。
- ・会場で注射が困難な犬（噛み癖等）や、期間中に行けない場合は、動物病院などで予防接種してください。

動物病院で受ける場合

- ・案内葉書を持参の上、予防注射を受けてください。
- ・市内の動物病院（下田動物病院・宮川動物病院）と、近隣町の獣医師会加入病院（南伊豆動物病院）では、予防注射を受けた場合「狂犬病予防注射済票」の同時交付を行っています。

※市外の注射済票が交付されない病院で接種した場合は、環境対策課に注射済証明書をお持ちの上、必ず注射済票（骨型のマーク）の交付を受けてください。

この交付を受けないと手続完了となりません。

※その他、犬の死亡や登録内容に変更が生じたときにも届出が必要です。

助けあい、支えあう「年金」ってとっても大事

国民年金には免除制度があります

20歳になると、学生であっても日本国内に住む方は公的年金に加入して国民年金保険料を納める義務があります。

しかし、経済的に保険料納付が難しい場合、免除・猶予される制度があります。

※免除・猶予をご希望の方は 毎年申請が必要になります。

※学生納付特例制度は、4月が申請開始月になりますのでご注意ください。

学生納付特例制度

4月から翌年3月を1年度とし、学生本人の前年所得に基づき保険料納付が猶予されます。

特例を受けられる所得のめやす

所得が118万円＋（扶養親族等の数×38万円）以下の場合。

手続に必要なもの

年金手帳、在学期間がわかる在学証明書、又は学生証（裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む）の写し、認め印

保険料免除制度

本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合や、失業した場合など、保険料納

雇用保険被保険者離職票等の写し、認め印

納付猶予制度

20歳から50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、承認されると保険料納付が猶予されます。

納付猶予となる所得のめやす

所得が（扶養親族等の数＋1）×35万円＋22万円以下の場合。

手続に必要なもの

年金手帳、本人が離職した場合、雇用保険受給資格者証の写し又は雇用保険被保険者離職票等の写し、認め印

未納のままにしておく

障害や死亡等の不慮の事態が発生したとき、障害年金・遺族年金が受けられない場合があります。

老齢年金を将来的に受けられない場合があります。

問合せ先

市民保健課国保年金係
（窓口③）☎223922

国民健康保険の手続はご自分で！

3月から4月にかけては、就職や退職、住所変更などにより、健康保険が変更になることが多い季節です。

社会保険等の加入、脱退手続は職場が行いますが、国民健康保険は自分で手続を行わなければならない。ま、切替忘れないようにご注意ください。

届出が遅れると

加入手続が遅れると、保険証がないため医療機関での支払が10割負担になりますし、国民健康保険税を数か月分まとめて納めなければならない可能性があります。

また、脱退の手続が遅れると、国民健康保険税と社会保険料を二重に支払ってしまうことがありますので、ご注意ください。

～国民健康保険の手続チェックリスト～

☐ 他市区町村から転入した →加入手続(必要な物：身分証明書)	☐ 他市区町村へ転出する →脱退手続(必要な物：国保保険証)
☐ 職場の保険をやめた(扶養含) →加入手続(必要な物：職場の保険をやめた証明書)	☐ 職場の保険に加入した(扶養含) →脱退手続(必要な物：国保と職場の両方の保険証)
☐ 大学などの進学のために転出する →切替手続(必要な物：国保保険証、学生証等)	☐ 保険証をなくした →再発行手続(必要な物：身分証明書)

※年金の手続が必要になる場合もありますので、年金手帳もお持ちください。また、全ての手続において認め印が必要になりますのでご注意ください。

問合せ先

市民保健課国保年金係
（窓口③）☎223922

○学生用の保険証

下田市外に住所を変更する学生のために、学生用の保険証を交付しています。該当する方は申請してください。

既に学生用の保険証を持っている方も、毎年4月に更新の手続が必要です。学生でなくなった場合は速やかに届出をお願いします。

平成 31 年度有料広告募集

広報しもだ

市ホームページ

広告を掲載しませんか

掲載号▶平成 31 年 5 月号から

掲載料▶1 枠 10,000 円（1 か月）（縦 45mm× 横 85mm）

掲載枠▶最大 4 枠

月発行部数▶9,000 部

掲載期間▶平成 31 年 5 月 1 日から（1 か月単位）

掲載料▶1 枠 10,000 円（ただし市内業者は 5,000 円）

掲載枠▶最大 5 枠

月平均アクセス数▶約 13,000 件

申込・問合せ先 統合政策課政策推進係 ☎22212